

第1回 宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画 改訂委員会

(議事録)

日時：令和5年11月21日(火) 10時00分～11時32分

場所：宮崎市民プラザ 4階ギャラリー(1)

発言者	内容
事務局	<p>本日は、ご多用の中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、本市のまちづくり行政に多大なご支援・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を示すものでございまして、平成10年に宮崎市が中核市となった後、宮崎市都市計画マスタープランを策定いたしました。</p> <p>それ以降、様々な社会情勢の変化が生じたところでありますが、適宜、見直しを行いまして、今回が5度目の改訂作業となります。</p> <p>今回の見直しは、上位計画の総合計画と整合を図りながら、今年度から来年度2カ年にかけて改訂をいたします。それに加え、都市計画マスタープランを具現化するための立地適正化計画がございしますが、それも合わせて改訂を行うこととなります。</p> <p>全国の地方都市が抱える課題でもございしますが、人口減少、少子高齢化が進む中で、安心、安全で持続的なまちづくりを実現するために、今後は、経済成長を支えていく社会基盤、それらをマネジメントするような公民連携など、多様な領域で効果的に発揮できるまちづくりが求められてると感じております。</p> <p>その上で、今回都市計画マスタープランの改訂では、様々な課題を踏まえて、関係法令や基準のもとで、土地利用の柔軟な運用となる新たな視点で、検討していく必要があると考えております。</p> <p>また立地適正化計画におきましては、現計画の検証結果を踏まえながら、将来担うべき拠点に、居住や都市機能の誘導が図られるよう、中長期的な視点ではございますけれども、より実効性のある誘導施策について検討し、皆様にご議論いただきながら進めて参りたいと考えております。</p> <p>最後になりましたが、委員の皆様におかれましては、専門的な立場から、また様々な視点から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>ここで、「宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画改訂委員会」の委員にご就任いただきました皆様方を、ご紹介いたします。</p> <p>➤ 宮崎大学 地域資源創成学部 特別教授 出口委員でございます。</p>

- 宮崎大学 工学教育研究部 准教授 嶋本委員でございます。
- 宮崎公立大学 人文学部 准教授 倉委員につきましては、所用により遅れてご出席される予定でございます。
- 国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 所長 松村委員につきましては、本日も欠席でございます。
- 宮崎県 県土整備部 次長(都市計画・建築担当) 金子委員でございます。
- 宮崎県 農政水産部 農村振興局 局長 小野委員でございます。
- 宮崎市自治会連合会 会長 時任委員でございます。
- 宮崎市地域婦人会連絡協議会 会長 茜ヶ久保委員につきましては、本日も欠席でございます。
- 宮崎商工会議所 事務局長 松山委員でございます。
- 環境カウンセラー 詠田委員につきましては、本日も欠席でございます。
- 宮崎市農業委員会 会長 川越委員につきましては、本日も欠席でございます。
- 宮崎交通 株式会社 バス業務部 バス事業戦略課 課長 牧委員でございます。本日は代理出席として、バス業務部 副部長の田丸様 にご出席いただいております。
- 九州旅客鉄道株式会社 宮崎支社 宮崎工務所 所長 中島委員でございます。
- 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会 会長 佐山委員でございます。
- 一般社団法人 宮崎県建築士会 東委員でございます。
- 公益社団法人 宮崎市郡医師会 事務局長 岩切委員でございます。
- 一般社団法人 宮崎県宅地建物取引業協会 副会長 藤山委員につきましては、本日も欠席でございます。
- 一般社団法人 宮崎青年会議所 副理事長 高畑委員につきましては、本日も欠席でございます。

以上、18名の皆様方に改訂委員会の委員をお願いしております。どうぞよろしくお願ひいたします。なお、事務局の職員紹介につきましては、お手元の配席図をご覧ください。

それでは、これより会議に入らせて頂きます。座って進行させて頂きます。

事前にご案内させていただきましたとおり、本日の会議はタブレット端末を用いて、ご協議いただくこととしております。なお本日は、お手元の「会次第」のとおり、協議事項が5つございます。

特に、両計画の改訂方針につきましては、事務局より大方の方向性を示しておりますので、その点につきまして、ご協議をお願いしたいと思います。

また、本日は、最初の改訂委員会でございますので、現在、委員長が不在となっております。

従いまして、「改訂委員会設置要綱 第5条第1項」の規定により、委員長は「委員の互選により選出する。」となっておりますが、いかがいたしましょうか。

委員	都市計画に非常に精通していることから、〇〇委員を推薦いたします。
事務局	<p>ただいま、〇〇委員を委員長へご推薦するご意見をいただきましたが、ほかにご意見等はございませんでしょうか。</p> <p>特に無いようですので、〇〇委員に委員長をお願いすることではいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">— 異議無し の声 —</p> <p>「ご異議無し」ということで、委員長につきましては、〇〇委員にお願いしたいと思えます。〇〇委員よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、委員長は〇〇委員にお願いしたいと思えます。</p> <p>〇〇委員には、委員長席に移っていただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 委員長席への移動 —</p> <p>それでは、委員長からご挨拶をいただきたいと思えます。</p> <p>よろしく願います。</p>
委員長	<p>委員長ということで、進行等をさせていただきたいと思えます。よろしく願います。</p> <p>先ほど事務局からお話がありましたように、このマスタープランの改訂ということで、一番大きな問題は人口が減る中で、今まで作り上げた都市構造をどうするかということだと思えます。</p> <p>総合計画とこのマスタープラン・立地適正化計画を連動させて改訂するということですので、政策的にも、或いは対策的にも連携が取れるんじゃないかと思えます。皆様方のお立場の専門的なご意見をいただいて、より良いものにしたいと思えますのでよろしく願います。</p>
事務局	<p>それでは、これより協議に入らせていただきます。</p> <p>「改訂委員会 設置要綱 第6条第1項」の規定により、「委員長が議長となる。」とありますので、ここからの進行につきましては、委員長にお願いしたいと思えます。委員長、よろしく願います。</p>
委員長 (議長)	<p>それでは、協議に入りたいと思えます。</p> <p>1. 本市の「都市計画マスタープラン」と「立地適正化計画」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>

スライドー1:タイトル 改訂委員会

それでは、宮崎市都市計画マスタープランと宮崎市立地適正化計画の改訂につきまして、事務局よりご説明させていただきます。机上のタブレットをご覧ください。スライドに合わせてご説明いたします。

スライドー2:目次 1.本市の「都市計画マスタープラン」と「立地適正化計画」について

まず、一つ目でございますが、『1.本市の「都市計画マスタープラン」と「立地適正化計画」について』でございます。

スライドー3:「宮崎市都市計画マスタープラン」と「宮崎市立地適正化計画」の関係性について

両計画の関係性につきましては、ご覧の通りで、都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき作成するもので、本市の最上位計画である総合計画と、県が作成する都市計画区域マスタープランに即したものでございます。

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき作成するもので、本市の都市計画マスタープランのうち、特に居住と都市機能の土地利用についてを具現化するための施策等を示すものでございます。

なお、立地適正化計画は都市計画マスタープランと調和が保たれたものでなければなりませんとされております。

スライドー4:宮崎市都市計画マスタープランについて(都市計画法に基づく法定計画)

都市計画マスタープランにつきましては、将来に向けた望ましいまちづくりを行うための大きなビジョンであり、土地の使い方や道路、公園、下水道等の整備など、本市の都市計画に関する基本的な方針を示すものでございます。

本市では、多様な都市機能を複数の拠点に集約させ、その各拠点を交通ネットワーク等で一体的に結ぶことで、都市機能の集約による効果が発揮される都市構造を「多拠点ネットワーク型コンパクトシティ」と表現し、その実現を目指しているところでございます。

この目指す都市構造を念頭に置いた土地利用を行っていくために、各拠点と各ゾ

ーンにおける土地利用の誘導方針や土地利用に関する基本的な考え方等を示しているものでございます。

この都市計画マスタープランにつきましては、平成10年に策定・公表し、社会経済情勢の変化や4町合併、市総合計画の策定などを受け、これまでに4回、改訂しております。

現在の都市計画マスタープランで示している将来の都市構造『多拠点ネットワーク型コンパクトシティ』は、前回の平成30年3月改訂から、本市の目指すまちづくりの方向性として明確化しております。

スライドー5:宮崎市立地適正化計画について(都市再生特別措置法に基づく法定計画)

他方、立地適正化計画につきましては、商業、医療・福祉等の都市機能を中心拠点や生活拠点に誘導・集約し、その周辺の人口密度を維持することにより、人口減少下であっても、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、立地の誘導を図っていくための計画でございます。

これは、都市計画マスタープランに掲げる将来の都市構造を目指すため、中長期的な視点で、ゆるやかに一定のエリアへ居住機能や都市機能を誘導するもので、具体的な計画運用としましては、居住者の居住を誘導する区域である「居住誘導区域」と、病院やスーパーなどの「誘導施設」の施設立地を誘導する区域である「都市機能誘導区域」を設定し、これら誘導区域外で一定規模以上の開発行為や建築行為を行う際には、本市に届出を提出していただくものでございます。

本市では、都市計画法における都市計画区域の指定や、市街化区域と市街化調整区域を設定する区域区分(いわゆる線引き)のほか、開発行為の許可制度等の土地利用規制と、この立地適正化計画の届出制度による「ゆるやかな誘導」をあわせて行っていくことで、人口減少・超高齢社会に対応したコンパクトなまちづくりを推進していくこととしております。

この立地適正化計画につきましては、令和2年に策定・公表し、法改正などを受け、「防災指針」を追記する改訂・公表を令和5年3月に実施しております。

その際は、防災指針作成のみを対象としていたため、今回の改訂が計画本編の初めての改訂作業となります。

『1.本市の「都市計画マスタープラン」と「立地適正化計画」について』の説明は、以上

	になります。
委員長 (議長)	<p>ただ今、事務局より説明がありました、何かご質問やご意見はありますでしょうか。</p> <p>特に無いようですので、続きまして</p> <p>2. 本市の土地利用における現状と課題について と</p> <p>3. 本市の都市計画マスタープランと立地適正化計画の改訂について</p> <p>関連がございますので、事務局よりまとめて説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>スライド－6:目次 2. 本市の土地利用における現状と課題について</p> <p>次に、二つ目でございますが、『2. 本市の土地利用における現状と課題について』でございます。</p> <p>スライド－7:本市の土地利用における現状と課題について①</p> <p>これまで、本市の人口は増え続けておりましたが、今後は大幅に減少していく予測となっており、人口減少・少子高齢社会へと本格的に移行していく見込みでございます。</p> <p>スライド－8:本市の土地利用における現状と課題について②</p> <p>人口減少が進んでいくと、これまで以上に人口密度が保てなくなり、ご覧のとおり、空き家・空き地が増えることによる住環境の悪化や、身近な買い物施設などが閉店してしまう、利用者減によりバスの便数が減ってしまって、不便になるといったような、様々な問題が起こることが想定されます。</p> <p>こういった問題が起きないように、今後は、人口減少・少子高齢社会を前提としたまちづくりを進めていくことが求められており、市民の生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減などを実現するためには、やはり、「持続可能なまちづくりの展開」に向けた「都市構造が必要」と考えているところでございます。</p> <p>スライド－9:目次 3. 本市の都市計画マスタープランと立地適正化計画の改訂について</p> <p>そこで、三つ目でございますが、今回検討を行ってまいります、『3. 本市の都市計画</p>

マスタープランと立地適正化計画の改訂について』でございます。

スライドー10:本市の目指す将来の都市構造について(人口減少・少子高齢化を前提としたまちづくり)

まず、都市計画の視点でまちづくりを進めていく中で、本市の目指す将来の都市構造についてでございますが、方針としては、現在の都市計画マスタープランでも示している『多拠点ネットワーク型コンパクトシティ』を今後も継続していくこととしております。

引き続き、各拠点におけるコンパクトなまちづくりを推進していくことで、人口密度の維持に努め、今ある既存のコミュニティの継続・維持を図っていきたいと考えているところでございます。

スライドー11:現行の両計画の各拠点・誘導区域について

こちらは、両計画における現行の各拠点や誘導区域の設定状況でございます。

今回の改訂作業の中では、都市計画マスタープランにおける現行の拠点の見直しや、新たな拠点設定の必要性についてのご議論、立地適正化計画における目指す都市構造を実現するための具体的な誘導区域等の見直しのご議論等を行い、それぞれの計画に反映していくことを想定しております。

スライドー12:都市マス 改訂方針について①

それでは、「都市計画マスタープラン改訂における主なポイント」につきまして、ご説明いたします。

まず、「1. 第六次宮崎市総合計画に即した各拠点の位置づけの見直し」についてでございます。

現在、第六次総合計画が令和5年度・6年度にかけて策定作業中であり、全体像につきましてはまだ「案」の段階のものでございますが、新たな基本構想における「将来の都市像」や「目指すまちの3つの姿」を踏まえまして、本市の都市計画部局として主に担うべき所は、赤書きで示しております、政策2「経済成長を支える基盤が整ったまちづくり」と捉えております。

これに関して言えば、公民連携の視点で、経済成長を支える基盤整備が必要であり、民間主導のまちづくりを進めていくためには、やはり行政が、戦略的に土地利用規制の一部緩和を図っていくべきではないかと考えているところでございます。

例えば、一般的に有効活用が図ることが難しいとされる市街化調整区域について、今回検討していくこととしております。

スライド-13:都市マス 改訂方針について②

具体的には、本市の強みであり、宮崎らしい、固有の魅力溢れる地域や観光資源である、観光リゾート系、レジャー系などに特化した、あるいは農畜水産系といったような地場産業を活かせる、そういった土地利用という視点で、現在の各拠点の見直しが必要だと考えているところでございます。

一方で、ご承知のとおり、本市には津波・洪水等の災害リスクもございますので、防災の観点からも総合的に勘案しながら、土地利用については検討していくべきであると考えております。

スライド-14:都市マス 改訂方針について③

参考でございますが、これは本市がこれまで、県や民間と、防災・減災の観点で整備してきた避難施設等の分布状況でございます。

スライド-15:都市マス 改訂方針について③

現在、第六次総合計画は策定作業中でございますが、総合計画で掲げる政策と、都市計画マスタープランにおける拠点の見直し(案)が紐づく形で整理を行ったものが、こちらとなります。

まず、先ほどご説明した、都市基盤分野における、政策2「経済成長を支える基盤が整ったまちづくり」においては、都市計画の視点における、まちづくりの大前提として、「人口密度の維持」を目的とした、持続可能なまちづくりの展開に向けて、都市機能と居住の集約について、立地適正化計画との連携を図りながら、引き続きコンパクトシティの形成に向けた方針の整理を行っていく予定でございます。

また上記に加え、防災分野における、政策6「持続可能なまちづくり」においては、例えば、今後予定されている本庁舎や消防庁舎等について、防災拠点としての位置づけの整理・検討を行っていく予定でございます。

さらに、経済・産業分野における、政策1「経済を回すまちづくり」においては、例えば、観光資源等を活かした観光・リゾート拠点の拡充や、レジャー・交流機能の拡充、市街化調整区域等における山などの観光資源の魅力活用、交通結節点付近における地場産品が提供できる土地利用、物流・工業系の土地利用の促進、これらを実現する

ために、各拠点の新設や、既存の拠点の拡大について、整理・検討を行っていく予定でございます。

これらの新たな検討を行うエリアの中で、特に市街化調整区域を含むエリアにつきましては、本来、市街化を促進しないエリアでございますので、宮崎の魅力ある地域・観光資源のポテンシャルが十分に活かされていない状況でございます。

市街化調整区域における、一般的な「商業」と「居住」については、引き続き抑制していく方針に変更はございませんが、今回、そういったエリア・拠点の「新たな視点」での見直し検討を実施することで、観光振興に資するなどの観点や、経済を回す・稼ぐまちづくりの視点での、市街化調整区域の上手い「戦略的な土地利用」を図ることができればと、考えているところでございます。

スライド-16:都市マス 改訂方針について⑤

では、具体的に見ていきます。経済・産業分野における、観光資源等を活かした観光・リゾート拠点の拡充については、既存の位置づけのある一ツ葉エリアと青島エリアを想定しており、既存の拠点の拡大を検討したいと考えております。

また、レジャー・交流機能の拡充については、既存の位置づけのある一ツ葉エリアを想定しており、既存の拠点の拡大を検討したいと考えております。

また、市街化調整区域等における山などの観光資源の魅力活用については、既存の位置づけは無いので、新たに何らかの位置づけの検討を予定しております。

スライド-17:都市マス 改訂方針について⑥

次に、交通結節点付近における地場産品が提供できる土地利用についてですが、既存の位置づけは無いので、左側の「将来の都市イメージ図」のベースとなっている「将来の都市構造図」を参考に右側に載せておりますが、都市軸のうち、緑のラインの「山の回廊」を目安に、検討していくことを予定しております。

この海の回廊・山の回廊について補足しますと、具体的には、海の回廊を一ツ葉有料道路、山の回廊を宮崎西環状線を主体としたものとしており、都市の縁側という概念でございます。

その内側を都市機能の集約を図る都市的空間、その外側を保存的空間として、都市計画マスタープランの中で明確化しているものでございます。

スライド－18:都市マス 改訂方針について⑦

次に、物流・工業系の土地利用の促進についてですが、既存の位置づけのある高速道路のIC周辺や工場集積地周辺について、既存の拠点の拡大や新たな拠点の位置づけまで含めて、今後検討していくことを予定しております。

スライド－19:都市マス 改訂方針について⑧

次に、「2. 宮崎県都市計画区域マスタープラン改訂(R4.6 公表)に即した土地利用方針等の反映・見直し」についてでございます。

総合計画と同様に、上位計画としての位置づけのある都市計画区域マスタープランについてでございますが、本市は「中部圏域」に含まれており、宮崎市・国富町・綾町の3つの市町それぞれが持つ都市計画区域を対象として、都市計画法に基づき県が定めております。

中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての筋道を明らかにする「都市計画の基本的な方向性」を示すものでございますが、広域的な観点から保存すべき緑地の配置や大規模集客施設の立地等、広域的・根幹的な都市計画に関する事項を定めるものとされております。

この都市計画区域マスタープランにつきましては、令和4年6月に改訂版が公表されましたが、県における目指す将来の都市構造は「変わらない」ことから、同様に、本市の目指す将来の都市構造についても「変更しない」予定でございます。

スライド－20:都市マス 改訂方針について⑨

続きまして、「3. 近年の社会情勢の変化を反映した更新」についてでございます。以降ご紹介する「キーワード」につきましては、今後の改訂作業の中で反映していきたいと考えております。

まずは『まちづくり』に関することでございますが、従来の土地利用規制と立地適正化計画における居住機能・都市機能の誘導をあわせて行っていくことにより、「コンパクトシティの形成」を図っていこうとするものでございます。これは令和2年6月から立地適正化計画を公表して以来、本市が目指そうとしている考え方でございます。

また、まちなかを車中心から人中心の歩きやすい空間へと転換していく、いわゆる「ウォーカブル」な空間作りに向けた取組でございますが、特に中心市街地(まちなか)の魅力をより向上させるための取組方針などを盛り込む予定としております。

スライドー21:都市マス 改訂方針について⑩

それから、『土地利用』に関することでございます。

東九州自動車道の清武南インターチェンジから日南北郷区間の開通を受けて、清武南インターチェンジ周辺地区は都市計画区域外であるため、当該地周辺における大規模集客施設の立地抑制を目的として、適正な土地利用を図るため、「準都市計画区域」の指定などについて、現在検討しておりますので、その旨を盛り込む予定としております。

スライドー22:都市マス 改訂方針について⑪

それから、『防災・減災』に関することでございますが、主に河川流域全体で水害を軽減させる治水対策を行おうという考え方の「流域治水」や、近年の新たな「盛土規制法」の施行開始を踏まえた、市としての開発や造成に対する基本的な方針、緑などの自然環境を活用して持続可能な地域づくりを進める取組である「グリーンインフラ」などを盛り込む予定としております。

スライドー23:都市マス 改訂方針について⑫

それから、『まちづくり DX』に関することでございますが、現実の都市を仮想空間に再現する「3D 都市モデル」というものがございます。

これは、まず基礎的なデータ基盤の構築を行うことで、ソフトの導入により、様々なシミュレーションが可能となるもので、情報をより直感的かつ視覚的に理解でき、さらには、民間企業等の投資に貢献し、市民生活の向上を図ることができるということで、国土交通省が力を入れ、全国の自治体へ拡がりを見せているものであります。

データに基づくまちづくりを推進していくための重要なツールとなりつつあるものですので、今後の検討次第では、盛り込む予定としていただいております。

スライドー24:都市マス 改訂方針について⑬

最後に、『環境』に関することでございます。

脱炭素社会の実現を目指した都市行政におけるカーボンニュートラルに向けた取組である「ゼロカーボン」や、都市計画マスタープランに位置づけるそれぞれの取組方針につきまして、「SDGs」との関係性を考慮して盛り込む予定としております。

スライド-25:都市マス 改訂方針について④

次に、「関連する指針の更新」についてですが、都市計画マスタープランで定める土地利用の方針に基づき、主に市街化調整区域内で行われる面的な開発を行う際の立地基準となるものとして、「土地利用誘導基準」というものがございます。

市街化調整区域は、本来、市街化を抑制するエリアであることから、大規模な商業系の開発につきましては、引き続き、「一切認めない」方針でございます。

しかし、市街化調整区域内であっても、観光・リゾート、レジャー・交流、物流・工業等につきましては、今回の見直しにあわせた改訂を行う予定としております。

スライド-26:立 適 改訂方針について①

さて、ここからは「立地適正化計画における主なポイント」につきまして、代表的なものをご説明いたします。

まず、「1. 適正な居住誘導区域の設定に向けた見直し」についてでございます。

中央の当初策定時の「居住誘導区域設定フロー」に基づき、令和4年度策定の防災指針や今年度検討予定の「高潮」も踏まえ、最新の土地利用状況を勘案した、適正な居住誘導区域の見直しに向けた検討を予定しているところでございます。

スライド-27:立 適 改訂方針について②

次に、「2. 誘導区域内への居住の誘導を促進するための誘導施策の検討(今後の検討)」についてでございます。

立地適正化計画における、商業・医療・福祉等の都市機能や居住の誘導を図るために必要な「誘導施策」としましては、本市の関連計画に既に位置づけられている取組等を記載しておりますが、立地適正化計画の策定にあわせて、新たに設けた取組はこれまで無かったところでございます。

また、現在、医療・福祉・教育文化施設などの都市機能に対する補助としましては、補助率1/2の国の補助事業がある一方で、居住誘導に関する補助につきましては、国の補助事業は無い状況であり、全国的に見ても、市町村が独自の支援制度を設けているケースが多い状況でございます。

そこで、右下に示すイメージのとおり、本市が抱える課題を解決する視点で、具体的な誘導施策の検討の必要があるのではないかと考えており、様々な分野における誘導施策の検討・協議を行いたいと考えているところでございます。

例えば、空き家対策の観点から、空き家の解体補助につきまして、居住誘導区域内

	<p>の空き家であれば、通常よりも補助額を上乗せするなどのインセンティブの検討余地はあるのではないかと考えているところでございます。</p> <p>スライド-28:立 適 改訂方針について③ 参考</p> <p>こちらは参考情報として、他自治体における誘導施策の事例のご紹介でございます。</p> <p>全国の他自治体の誘導施策事例を紐解くと、大きく2つのタイプに分けられるのではないかと思います。</p> <p>一つは居住誘導区域内であることが条件であるケースと、もう一つは居住誘導区域内であれば、オプション的にインセンティブが加算されるケースでございます。</p> <p>例えば、新潟県長岡市の事例でございますが、居住誘導区域内で住宅を取得した場合、3年間、子育て世帯であれば5年間、固定資産税の1/2を免除する、といった条例を定め、まちなか居住を促進しているケースでございます。</p> <p>また、長野県塩尻市の事例でございますが、空き家の解体事業につきまして、居住誘導区域内であれば、上限額を100万円として1/2補助が受けられるという取組を実施しているケースでございます。</p> <p>また、その右隣の福井県越前市の事例でございますが、居住誘導区域であれば、オプション的にリフォーム補助金の限度額が2倍になるといったケースもございます。</p> <p>一言で誘導施策と言っても、自治体によっては、例えば都城市のように、そもそも線引き制度が無かったり、あるいは、まちが形成された経緯やまちの形状、人口集積状況などは、自治体によってまちまちで異なるものなので、どの誘導施策が、本市に適しているのか、という点まで含めて、今回の改訂では検討していきたいと考えております。</p> <p>『2.本市の土地利用における現状と課題について』と、 『3.本市の都市計画マスタープランと立地適正化計画の改訂について』の説明は、以上になります。</p>
<p>委員長 (議長)</p>	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見はありますでしょうか。</p> <p>なかなか内容の量が多く、スライドと頭の中が一致しないかもしれませんが、10ページまで戻っていただいて、スライドの順番に見て整理したいと思います。</p>

	<p>10 ページですが、今までの大きな都市計画マスタープランの流れを変えるものではないですね。この多拠点ネットワーク型コンパクトシティというものは、旧町と合併した経緯からの都市構造でありますので、今後も進めたいという流れだと思います。</p> <p>11 ページも今まで通りとし、特に大きな流れの変更はないかと思えます。</p> <p>次の 12 ページは、少し流れが変わってくるのでしょうか。</p> <p>文言としてはザツとしてるんですけど、行政として市街化調整区域の土地利用規制を緩和することも必要だとし、市街化調整区域の戦略的な土地利用を図るとなっています。</p> <p>例えば何かを想定しているのか、また、「戦略的な」という意味が、分かりにくいかと思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>事務局で何か補足がありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>事務局でお答えします。</p> <p>例えば、12 ページになりますが、この中では後程のスライドでご説明したような、主に、一ツ葉エリアや青島エリアなど、宮崎市が持つ観光資源を生かした土地利用をできるような緩和が必要ではないかと思っているところでございます。</p> <p>市街化調整区域では基本的には住宅系や商業系の開発を認めておりませんが、観光資源を来街者に対して展開できるような施設が立地できるのではないかと考えたことを想定しております。</p>
委員長 (議長)	<p>16 ページの内容が今言われたことですかね。(事務局:そうです)</p> <p>重要政策の地域経済循環促進や外貨獲得ということですが、ちょっとイメージがしづらいですね。</p> <p>「レジャー交流拠点」は、平成 15 年ぐらいに、大型ショッピングセンターが建設される時に、拠点として位置付けたという経緯があります。</p> <p>結果として、市街化調整区域に商業施設を立地したという、宮崎市の都市計画の流れの中では、非常に象徴的な流れだったと思えます。その際、何が「レジャー」というのか、何が「交流」ということか、当時議論されたと思えます。</p> <p>今回の内容について、そういう議論が進んでいるのでしょうか。</p>
事務局	<p>一ツ葉エリアの「レジャー交流拠点」に関する委員長からのお話につきましては、当時のまちづくり 3 法の基準の中で、立地したという経緯がありますが、今回の改訂で、当時のような商業施設を誘導していくというのではなく、宮崎市の計画に基づくものであって、民間企業と連携しながら、中核拠点を補完するようなエリアとして想定しており、現段階で具体的な内容まで至っておりません。</p> <p>今回の計画改訂の中で、皆様からご意見をいただきながら、「レジャー・交流」の考え方や捉え方を見つけていき、宮崎市の顔となり、情報発信できるような拠点を位置</p>

	付けたいと考えております。
委員長 (議長)	今回、新しい考え方として、地域経済循環や外貨獲得などを図るとしてはありますが、宮崎市の観光施設は沿岸部に多くあり、津波などの災害リスクもあることから、防災面についても明確に議論をし、市街化調整区域における開発について慎重に議論をしていただきたいと思います。
委員	<p>観光資源という点からお話をさせていただきたいんですが、平和台・下北方周辺は60年前、新婚旅行の観光地でしたが、今は非常に寂れています。</p> <p>その頃と今で何が違うかという、もちろん社会情勢の変化もですが、景観的に、平和台に登れば市全域が見えてましたが、今は木が生えて見えなくなっており、整備も不十分となっております。中も自由に歩けない場所が多くあります。</p> <p>それから災害に一番安全な場所として、下北半島という表現がされますが、上北方から下北方周辺が一番災害に安全な場所で、昔から人が住んでいます。</p> <p>そういう歴史が下北方周辺にはあるんですが、もう一度見直しをしていただきたいと思います。</p> <p>例えば、関心が高い海などの観光地を点と点で結んだ形で都市計画を進めていただくといいなと思います。宮崎港の周辺、そして平和台などに繋がり、綾に行く観光客も多いです。</p> <p>下北方周辺で一旦止まって下北方の文化に触れて次に動くという流れが欲しいという考えをお話しております。</p> <p>あわせて宮崎城がですね、間もなく国の指定になります。文化財指定をされます。ここはおそらく今後整備されていくと思います。</p> <p>ただし、あの周辺の池内や南方は、大きなスーパーがないことから、買い物難民がおります。</p> <p>池内の田んぼは、市街化調整区域のため、開発ができてないので、今回の改訂で考え直していただくとありがたいです。</p> <p>以上、意見を述べましたが、少し歴史に振り返る点を大事にさせていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>観光資源につきましては、観光計画を所管する部署と連携しながら協議を進めていきたいと思っております。</p> <p>買い物難民に関して、市街化調整区域に商業施設を設けることは、現在の都市構造に影響がありますので原則として、交通ネットワークでの対応を考えております。</p> <p>補足させていただくと、平和が丘団地の他にも月見ヶ丘団地など、いろいろな住宅団地の中でも高齢化が進んでおります。</p>

	<p>現在の住居系の用途地域では、市街化区域でありながらも、徒歩で買い物に行ける環境が少ないということから、徒歩圏内に商業施設が立地してほしいという声も頂いております。</p> <p>市街化区域と市街化調整区域の線引き制度を無くすことは難しいと考えますが、市街化区域内の質を高めることに関しては、今回の改訂の中で、地域の実情に合うような市街化の形成を目指す方向性で整理したいと考えております。</p>
委員	<p>平和台周辺には神武様の発祥の奈古神社など、歴史的なものがたくさんありますので、歴史を振り返る必要があるのではないかと思います。</p> <p>宮崎市の観光地として脚光を浴びるような資源がたくさんあるので、観光地を点と点で結んで活かしてほしいと考えます。</p> <p>住宅地についても、災害リスクのない安全な場所に居住を誘導していくことが重要だと思っております。</p>
委員長 (議長)	<p>歴史的な資源が、宮崎市の観光に繋がると思っておりますので、そういった資源を活かせるようにつなげていただきたいと思います。</p>
委員	<p>コンパクトシティを実現するための誘導施策について、高齢者入所施設も検討に含んでいただければと考えております。</p> <p>昨年に延岡の高齢者施設が水害に遭って、1階が浸ってしまったことがあります。宮崎市においても、高齢者施設が分散しており、中には災害リスクを抱えている施設もあります。そのような中で、高齢者施設には、寝たきりの方など避難が難しい方がたくさんいらっしゃいます。</p> <p>このような施設が、市内に点在している中で、安全な場所に誘導するというのは難しいかもしれませんが、今後、高齢者入所施設など社会的弱者を安全な場所に誘導できるといいなと思っております。</p> <p>非常に重要なポイントかなと思っておりますので、今後ご検討いただければと思います。</p>
事務局	<p>立地適正化計画の目的が、医療・福祉・商業等の都市機能の誘導でございます。</p> <p>ご意見がありました福祉施設については、市街化調整区域の土砂災害のエリアに立地している場合もありますので、福祉施設等を安全な場所に誘導していけるような施策の検討につなげていきたいと考えております。</p>
委員	<p>17 ページで、宮崎西部環状線に新規拠点を位置付けるということですが、そもそも宮崎西部環状線はバイパス機能として整備されたと思っております。</p>

	<p>一般的なお話ですが、バイパス道路付近での商業施設等の立地すると、渋滞でバイパス機能を低下させてしまうことがあります。</p> <p>宮崎西部環状線に商業施設を誘導していくことではないとは思いますが、例えば道の駅等が立地し、有名な観光地的になると、バイパスが渋滞してしまい、中心部を通過しないような目的で整備されたバイパス機能を損なうことも考えられますので、道路機能を維持するという観点が大事だと思いました。</p>
事務局	<p>宮崎西部環状線につきましては、バイパス機能を考慮した土地利用を考えておりますので、通過交通を阻害するような形での土地利用とならないように検討を進めていくべきと考えております。物流系の施設の立地も同様に検討を進めていきたいと思っております。</p>
委員長 (議長)	<p>22 ページの防災・減災スライドに対する意見ですが、津波防災、地震災害を更に強調して、対比させながらマスタープランを練り上げていくべきだと思います。</p> <p>他に、ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、 4. 現在の検討状況について 事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>スライド－29:目次 4. 現在の検討状況について</p> <p>次に、四つ目ですが、『4. 現在の検討状況について』でございます。</p> <p>スライド－30:現在の検討状況について① 令和5年度</p> <p>今年の9月上旬に、両計画改訂に係る委託業務の受注者が決定し、現在、市民アンケート調査結果の集計とりまとめ・分析、それから上位・関連計画の整理、都市構造に関する基礎調査等を行っております。</p> <p>スライド－31:現在の検討状況について②</p> <p>まず「市民アンケート調査」についてでございますが、これは、都市計画法における住民の意見を反映させるために必要な措置と捉えており、都市計画マスタープランの現計画を定性的な分析・評価するためには、非常に重要な調査であると認識しており</p>

ます。

市民アンケート調査の概要につきましては、住民基本台帳に基づく宮崎市民 18 歳～80 歳のうち、無作為抽出された 3,000 名を対象としており、対象者に対して、令和 5 年 10 月 6 日にアンケート調査票の発送を行い、令和 5 年 10 月 31 日を投函〆切日として設定しております。

市民アンケート調査の設問内容につきましては、深刻化する「人口減少」や「少子高齢社会」を踏まえた、本市の今後のまちづくりのあり方や日常の様々な「活動」の重要度や移動手段など、「土地利用」と「交通」にテーマを絞った設問設定を行い、調査を実施しております。

11月2日時点で、3,000 名のうち 1,256 名分の調査票を回収できており、約42%の回答率となっております。

以降、分析結果につきましては、一部を抜粋したものとなりますが、ご紹介させていただきます。

スライド－32:現在の検討状況について③

まず、「現在の宮崎市」に対する良いイメージ・悪いイメージについてでございます。

良いイメージとしては、「海、山、川などの自然が美しく豊かなまち」というイメージを持っている人が、約 80%と最も多い状況であり、反対に、悪いイメージとしては、「交通が不便なまち」というイメージを持っている人が、約 55%と最も多い状況となっております。

スライド－33:現在の検討状況について④

続いて、「これからの宮崎市が目指すべきまちづくりの方向性」についてでございます。

「そう思う」「やや思う」と回答した人が最も多いのは「防災対策を十分に行っていくこと」の約 90%であり、次いで、「公共交通の維持や拡充に努める」が約 85%と多い状況となっております。

一方で、「住宅地の開発を抑制し、まちの範囲が広がらないようにする」につきましては、「そう思う」「やや思う」と回答した人が約 30%にとどまり、最も少ない状況となっております。

スライド－34:現在の検討状況について⑤

続いて、「日常生活の中の様々な「活動」の状況」についてでございます。

まず、外出頻度としては、週3回以上の頻度の活動について、日々の買物が約60%と最も多く、次いで、通勤・通学が約55%と多い状況でございます。

また、日々の買い物につきましては、90%以上が週1回以上外出という結果となっております。

外出手段としては、日常生活の中の活動において、自家用車での移動が大部分を占める中、公園やスポーツ施設、地域共同施設へは徒歩による移動が30%以上となっております。

スライド－35:現在の検討状況について⑥

また、重要度としては、日々の買物、病院などのへの通院、幼稚園・保育所等への送迎、通勤・通学、公共公益施設の利用について、「非常に重要」「重要」と回答している人が80%以上を占めている状況となっております。

また、満足度としては、全項目において、「非常に満足」「満足」と回答している人が60%以上を占めており、特に日々の買い物や幼稚園・保育所等への送迎では高くなっております。

スライド－36:現在の検討状況について⑦

最後に、「公共交通等の利用状況」についてでございます。

最近1ヶ月で利用した「地域交通」としては、最近1ヶ月の地域交通の利用状況は、どれも利用していない人が半数以上を占めており、利用があった中では、路線バス(宮崎交通)が約20%と最も多くを占めている状況となっております。

さらに、「地域交通」での外出目的・利用頻度としては、飲食目的が約半数を占めている状況となっております。

スライド－37:現在の検討状況について⑧

次に、立地適正化計画に現在位置づけている「目標値の達成状況の評価」についてでございます。

まず「1. 都市機能誘導に関する目標」についてでございますが、短期指標のクリエイティブ産業従事者の増加数については、本市の取組である「マチナカ3000プロジェクト」により目標値を達成しているのではないかといた状況でございます。

また、長期指標の誘導施設が充足している都市機能誘導区域については、現状維持の状況でございます。

次に、「2. 公共交通に関する目標」についてでございます。

短期指標の公共交通利用者数については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、利用者数が減少しており、目標値は未達成という状況でございます。

また、長期指標の路線バスの経営収支率と、「公共交通の利便性が確保されている」と思う人の割合は、現在作成中でございます。

スライド－38:現在の検討状況について⑨

次に、「3. 居住誘導に関する目標」についてでございます。

まず、短期指標の中心市街地における夜間人口については、中心市街地に該当する地区の人口が増加傾向にあるものの、目標値には達していない状況でございます。

また、長期指標の居住誘導区域の人口密度については、計画策定時点の居住誘導区域における人口は増加しており、人口密度も上昇しているため、密度の維持ができており、目標値を達成している状況でございます。

スライド－39:現在の検討状況について⑩

次に、「都市が抱える課題の分析」についてでございます。

現在、分析作業中ですが、今回、代表的なものをご紹介します。

まず、「人口から見た課題」ですが、本市における少子高齢化は今後も深刻化し、65歳以上の割合は、2020年から2040年までの20年間で、さらに増加する見通しでございます。特に郊外部においては高齢者人口割合が高まる推計となっておりますので、地域コミュニティの維持が今後の課題となっております。

スライド－40:現在の検討状況について⑪

次に、「公共交通から見た課題」でございます。

人口分布情報と鉄道や路線バス等の公共交通情報を重ね合わせることによって、公共交通のカバー率について把握することができます。やはり、市街化区域内に比べて郊外部は公共交通がカバーされていないところもあり、その部分を乗合タクシーにて補完するといった形を、本市では対応している状況でございます。

スライド－41:現在の検討状況について⑫

次に、「土地利用から見た課題」でございます。

左の空き家率情報からも見てとれるように、青島や高岡、木花、北地区において、空き家率が高くなっております。また、中心市街地部においても、建物解体がされたとしても、建替え・更新が進むのではなく、とりあえず駐車場利用など、土地利用の頻度が低い、または、空き地になっているような土地を「低未利用地」と呼びますが、そういった土地が多いため、中心市街地部の活力・魅力の低下等が懸念されています。

スライド－42:現在の検討状況について⑬

次に、「生活サービスの立地状況から見た課題」でございます。

人口分布情報と例えば子育て施設や商業施設の情報を重ね合わせることで、その施設の徒歩圏カバー率について把握することができます。

スライド－43:現在の検討状況について⑭

最後に、「解決すべき課題の抽出」でございます。

先ほど、代表的なものに絞ってご紹介いたしました、それらの本市が抱える課題の分析を踏まえ、解決すべき課題の抽出・とりまとめを現在行っております。

大きく、5つの視点でまとめる予定としておりまして、

1. 中心市街地の維持・強化と都市の活力を強化するための土地利用誘導、
2. 市街地における居住人口の維持・誘導、
3. 将来に渡って持続可能な公共交通ネットワークの構築、
4. 郊外部における地域拠点・集落拠点の維持、
5. 災害リスクへの対応

の5つの視点で、解決したい課題の抽出・とりまとめを行い、解決のために必要な施策へと結び付けられる、まちづくりの基本的な方針について、都市計画マスタープランの中で見直し検討を行い、その中でも居住と都市機能の立地誘導については、立地適正化計画の中で具体的な取組として検討していくといった形で、進めてまいりたいと考えております。

なお、年明け開催予定の次回の改訂委員会では、都市計画マスタープランにおける将来の都市像とまちづくりの基本的な方針と、目指すべき都市の骨格構造と整備・誘導方針について、事務局案をお示しする予定としておりますが、その議論の際の前提条件として、今回の「都市が抱える課題の分析・解決すべき課題の抽出」について整理したものを、改めてお示しする予定としております。

	『4. 現在の検討状況について』の説明は、以上になります。
委員長 (議長)	ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見はありますでしょうか。
委員	<p>43ページについて、人口が減少するのはもう分かり切ったことなのですが、そういう中でどういう対応していくかっていうことが大事だと思ってます。</p> <p>特に移動手段は非常に厳しいものがありまして、病院に通う方や通勤・通学、保育園の送迎、買い物などで車を使う方が多いと思います。</p> <p>ラッシュ時は混雑して、渋滞にはまると時間がかかる状況もありますので、公共交通を利用できるような都市構造になればと思います。</p> <p>宮崎交通さんやJRさんにも努力していただくこともあるかと思いますが、観光の観点からも、公共交通とは一体化しており、宮崎空港からの二次交通が弱く、交通の不便さを感じるようでは、機会損失につながり、経済を上向きすることは難しいと考えています。都市間競争の中で、宮崎市の都市構造の良いところを考えていかなければならないと考えています。</p> <p>また、自転車の活用のこともあります。高齢者の方が買い物に行きやすいような、新しいバスや電車にするべきだと思います。当然、金銭面のこともありますので、公共交通の利用者を増やせる都市構造にする視点も持つべきだと思います。</p>
委員長 (議長)	交通サービスに関する問題についてご意見がありましたが、JRさん・宮崎交通さんから、現状の課題やこれからの展開など、ご発言がありましたらお願いします。
委員	<p>ただいま委員から、JR車両を新しくできないかなどのご意見頂きましたが、弊社としてもコロナ化で厳しい状況が続いて、やっと利用者が戻り出したところでございます。</p> <p>車両投資に関しては、非常に大きなお金がかかるものですから、厳しい実情となっておりますが、柔軟なダイヤ設定であったり、利用者が増えれば当然そこに必要な投資をしていくことは想定されますので、利便性を高める努力は行ってまいります。</p> <p>コンパクトシティを目指していくと宮崎市が大きな方向性を出されておりますので、短期的に良くすることは難しいですが、中長期的な視点で、必要な投資をできればと考えております。</p>

<p>委員</p>	<p>委員からのご意見につきましては、お客様からもよく頂いてるご意見でございます。</p> <p>現状としては、JRさんと同じような状況となっておりますが、並行して乗務員不足という深刻な問題が出てきております。</p> <p>お客様のニーズに合わせられるように、ダイヤの構築と本数を増やしたい考えはありますが、乗務員が確保できないというのが、一番の問題でございます。</p> <p>このような問題の中、効率良くダイヤを合わせて行うことと、乗務員の募集を並行してやっているところでございます。</p> <p>また、先日、県からもご協力をいただいて、シニアパスという高齢者向けの新しいサービスも導入させていただきましたので、ご利用を増やしていければと考えております。</p> <p>短期的には解決できるような問題ではなく、人員不足という問題もございまして、その中でできることを模索しながら、解決に向けて努力してまいります。</p>
<p>委員</p>	<p>公共交通の効率化は必要だと思いますが、市や県が補助金を出して公共交通を維持する仕組みも必要だと思います。</p> <p>国ではそのような議論がされているところだとは思いますが、地方都市では赤字でもやむを得ないが、線路は残す視点で補助金があれば良いのではと思います。</p>
<p>委員長 (議長)</p>	<p>都市計画マスタープランにある多拠点ネットワークを目指すには、JRや宮崎交通のネットワークが必要だと思います。</p> <p>地域コミュニティを維持するためにも、乗り合いバスなどの交通ネットワークを担保するサービスは大事だと思いますので、マスタープランの中でも、連携の具体策が、進めていただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>KITENビルで商工会議所事業を始めて12年が経ちますが、当時は交通結節点の機能を強化するという目的で、西口の拠点整備がされましたが、公共交通が連結したことで駅の活性化に繋がって、今ではアミュプラザもできました。</p> <p>このように、結節機能が強いことは重要で、佐土原、清武、田野など各拠点に同様の機能を設ける都市構造にすることが重要ではないかと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>私は日常的に、宮崎交通のバスを使わせていただいているので、宮崎駅が機能していることをすごく実感しております。</p> <p>感想になりますが、最近は学生などの若い人も公共交通機関を使うようになっていきます。宮崎は車社会ですから、バスなどの公共交通は、高齢者の利用や通勤・通学</p>

	に限定されたものになるため難しいとは思いますが、日常での使用をさらに広げられるといいなと思います。
委員長 (議長)	将来に渡って持続可能な公共交通ネットワークの構築ということですが、宮崎市は車社会の中で、高齢者が増えていろいろな課題があるので、大事だと思います。
委員長 (議長)	それでは、最後に、 5. 今後の改訂スケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	スライド-43:目次 5. 今後の改訂スケジュールについて
	最後に、五つ目ですが、『5. 今後の改訂スケジュールについて』でございます。
	スライド-44:第六次総合計画策定にあわせた両計画の改訂について
	両計画の改訂スケジュールについてでございますが、第六次宮崎市総合計画の策定にあわせて、今年度から来年度の2カ年にわたる改訂作業を実施する予定でございます。
	また、今回だけでなく、今後も引き続き両計画を一体として定期的に改訂作業を進めていく必要があると認識しており、今回の改訂の中では、「計画自体を一本化」することも視野に入れながら、検討を進めていきたいと考えております。
スライド-45:両計画の改訂検討体制について	
両計画の改訂に係る検討体制についてでございますが、本市副市長を議長として各部長級で構成する「改訂会議」でのご議論、それから、学識経験者等の外部委員で構成する、この「改訂委員会」でのご議論、そして、法定機関である「宮崎市都市計画審議会」への定期的な報告を、左側の作業フローのとおり、大きく3段階のステップで進めていくこととしております。	
スライド-46:両計画の改訂検討スケジュールについて①	
次に、具体的な検討スケジュールについてでございますが、令和7年3月末の改訂・公表に向けて、第六次総合計画に足並みを揃える形で、両計画の改訂作業を進めていきたいと考えております。	

	<p>上位計画となる総合計画の基本構想については、今年の12月に議会への説明を経て内容が固まると聞いておりますことから、新たに位置づけられる本市の「将来の都市像」と「目指すまちの姿」を受け、都市計画マスタープランにおける「まちづくりの基本理念」を新たに設定し、まちづくりの基本的な方針や整備・誘導方針をお示していく流れとなります。</p> <p>スライド－47:両計画の改訂検討スケジュールについて②</p> <p>こちらは今年度、来年度の改訂に係る庁内の改訂会議と外部の改訂委員会、都市計画審議会を中心とした検討の流れを示したものでございます。</p> <p>スライド－48:今後の改訂スケジュールについて 令和5年度</p> <p>最後に、今年度のスケジュールについてでございます。</p> <p>次回の改訂委員会につきましては、「市民アンケート調査の集計とりまとめ・分析結果」から定性的な分析評価を行い、また、「本市の課題や解決すべき課題の抽出結果のとりまとめ」から定量的な分析評価を行い、それらを根拠とした将来の都市像とまちづくりの基本的な方針、目指すべき都市の骨格構造と整備・誘導方針についてお示しする予定でございますので、その際にまた改めてご意見をいただきたいと考えているところでございます。</p> <p>『5. 今後の改訂スケジュールについて』の説明は、以上になります。</p>
<p>委員長 (議長)</p>	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見はありますか。</p> <p>ご意見等も無いようですので、第1回都市計画マスタープランと立地適正化計画の改訂委員会をこれで閉めたいと思います。</p> <p>円滑なご議論をいただき、ありがとうございました。 それでは、事務局へお返しします。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご協議いただき、ありがとうございました。</p> <p>本委員会における改訂状況につきましては、本日の説明資料・議事録とあわせて、</p>

市ホームページにて公表し、適宜更新していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

今後、2か年に渡り、作業を進めてまいります。ご多忙の中、ご負担をおかけすることとなり、大変恐縮ではございますが、本市の将来のまちづくりに向けて、引き続き、ご協力頂ければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、「第1回 宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画改訂委員会」を終了いたします。本日は、ありがとうございました。